

（2000年5月9日）に対する回答（5月28日付）への再質問書」

静岡県知事

静霊奉賛会会長

静岡県援護恩給室室長

石川 嘉延様

大塩 正治様

「静岡県知事・静霊奉賛会会長 石川 嘉延氏への

公開質問書（2000.5.9）に対する回答（5.28）への再質問書」

2000年9月4日

静岡靖国問題連絡協議会 印

代表 中川 弘

静岡県西部地区平和遺族会 印

会長 本村 春海

浜松市憲法を守る会 印

代表委員

溝口 正

小林 眞

井原 素三

◆ 質 問 ー に つ い て の 回 答 に 対 す る 再 質 問

【1】知事の護国神社慰霊祭参列の趣旨として、①戦没者への哀悼の意を表する。②ご遺族の労苦に報いる。の2点（以下趣旨①、②とす）を挙げておられますが、そのように知事が参列の趣旨を恣意的に判断すれば、宗教法人・静岡県護国神社の主催する慰霊祭（実質的に、10月22・23日は、同神社の祭事としての例祭である）に、公務として出席し、公式参拝することが、今後とも社会的儀礼の範囲内として許されると考えておられますか。また趣旨①、②が、なぜ護国神社の慰霊祭（例祭）でなければならないと考えられるのかを、客観的・かつ法的に説明して戴きたい。

【2】上記質問に関連して、国家の最高機関の長である内閣総理大臣が、憲法の政教分離原則（国家と宗教の分離）を厳守して、宗教法人・靖国神社の例大祭に出席しないことが定着していることは、ご承知の通りです。

（但し、「自民党靖国神社小委員会見解」案く奥野誠亮会長：1983年11月4日＞や、「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」く中曽根首相当時の、藤波官 房長官の私的諮問機関の報告書：1985年8月9日＞等が、政治的合憲論を打ち出したことを受け、愚かにも中曽根首相は、1985年8月15日に靖国神社公式参 拝を強行したが、国内外から強烈な批判を浴び、1回限りで中止した）

以上の状況の中で、歴代知事は、中央における靖国神社問題の推移を熟知しながらも、1978(5.53)年以来、20年以上に亘って、静霊神社奉賛会・追悼式後の神社慰霊祭（例祭）に公式参拝を続行してきたことを知って、啞然と致しました。

現知事もこれまでのことを踏襲して違憲参拝を実行されているわけですが、

以上のことを知っても、尚これまで通り続行されるお考えですか、お伺いします。

【3】知事は、護国神社例祭（慰霊祭）の参列、拝殿内にて靈前に礼拝、慰霊の辞、玉串奉獻などの宗教的祭事を行った目的を、趣旨①②とし、これを社会的儀礼の範囲としているが、とすれば、【2】で述べたように、国の最高機関である首相が、靖国神社へ公式参拝していない現状をどのように思っておられますか。

知事の言う趣旨の①②を欠き、社会的儀礼を弁えていない非礼な態度とお考えでしょうか、お伺いします。もしそうでないならば、納得のいく説明をして下さい。

【4】国においては、知事と同様な趣旨で、1953年以来、毎年8月15日に「全国戦没者追悼式」を日本武道館で、無宗教方式で行っています。これが、国家とその機関としての政教分離原則の極めて至当な姿勢として高く評価をします。

今後、知事の参列する（または県主催の）追悼式を行う場合には、国の追悼式に倣って、政教分離原則に抵触しない内容と場所で実施することこそ、正しい「社会的儀礼」と考えますが、改善されるお考えはありませんか、お伺いします。

【5】津地鎮祭違憲訴訟最高裁判決において、国及び、その機関の活動で、宗教との関わり合いを持つ場合、「合憲か」「違憲か」を判断する基準として示されたのが、いわゆる「目的効果基準」です。それを列举すれば、『「場所」「一般人の宗教的評価」「意図」「目的」「宗教意識の有無」「程度」「一般人に与える効果・影響」等の諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならぬ』としています。

そこで、最も重要なものは、知事の場合、「当該行為の行われる場所」です。津地鎮祭の場合は、宗教施設以外の場所、1回限りの、しかも、かなり習俗性の高い宗教行為であったが故に「合憲」と判断されました（本当は、国やその機関が神社神道の地鎮祭を行うことは、明白に憲法違反：名古屋高裁判決：ですが、これには触れません）が、知事の公式参拝の場合は、宗教法人・護国神社の拝殿内で、神道式祭儀のすべてに関わっておられるので、地方自治体の長として、絶対に「当該行為をしてはならない場所」で、「してはならない特定宗教法人の宗教活動」に参加したことになります。このことを深く反省され、直ちに改善されなければならぬと考えます。この点を根本的に改善するお考えはないか、お伺いします。

◆質問Ⅱについての回答に対する再質問

【1】静霊奉賛会は、県民の税金の中から委託金を受け、その委託事業の一つとして、春・秋の戦没・戦災者の追悼式（奉賛会規約では、「戦没者の慰霊に関する事業」となっていて、本来は慰霊祭であるところを外部向けに「追悼式」と言い換えている）を行い、さらに、県費から補助金を受けて運営され、また、役員構成も会長が知事をはじめ、公職関係者らが中心となっていることから、ある意味で、公共的な財団法人と言っても過言ではないと思います。それだけに、法に触れたり、誤解されたり、疑義を受けたりすることのないように、清

潔に正しく運営する責任があります。

まず第一に、県委託事業の一つである秋の追悼式（昨年10月22日に本会会員らが参加）の行われた「場所」を前述した「目的効果基準」に照らしてみると、知事の場合と同様、最も行っていない場所（宗教法人・静岡県護国神社拝殿前）で実施されました。しかも、県知事の回答によれば、20年以上も前から、同地で実施されてきたとのことでした。これは、公金を受ける団体として、明白な憲法違反ですから、別の一般的・公的会場に変更するなどの改善をして戴きたいと考えますが、お伺いします。

【2】次に、上述の「目的効果基準」からみて、奉賛会が当該する行為（追悼式）を行った「意図」及び「目的」にスポットを当ててみると、2日間で全県下から約4000人を神社拝殿前に集めて行った追悼式は、「場所」を除けば、無宗教方式で行われていたと言えるにしても、僅か10数分しか行いませんでした。これは、国や市で行う追悼式に比べて極端に短く、また追悼の言葉は県知事のみで、これも5分足らずであり、各界代表などの追悼の言葉は一言もありませんでした。奉賛会が、真に戦没者に対する哀悼の気持ちを持つならば、せめて、式を1時間程度行い、心こもった各界、県民代表の追悼の言葉があつてしかるべきと考えます。

以上のように、時間が極端に短かった上に、県知事1人の短いスピーチしかなかったことなどからも、社会通念上の追悼式と呼べるものではなく、全県下から集めた多数の遺族代表の方々に対して大変失礼であつたと言わなければなりません。

しかし、奉賛会の追悼式の実態が、以上のように形だけの、お茶をにごしたものと化したのには、他に「意図」と「目的」があつたからであると断ぜざるを得ません。即ち、それは、追悼式を約10分で終わらせ、続いて行われた宗教法人・静岡県護国神社の1時間余に及ぶ例祭（慰霊祭）に、奉賛会の招待した遺族を、そっくりそのまま参列させる「意図」と神道による慰霊祭に参与させる宗教的「目的」があつたとしか考えられません。それ故に、奉賛会の追悼式は「前座」に過ぎず、本番は宗教法人・静岡県護国神社の例祭（慰霊祭）にあつたことは明かです。それは、追悼式終了後、解散せず、帰りのバスへの乗車も呼びかけず、直ちに慰霊祭へと移行したことから明かです。

このように県民の税金（公金）の支出を受けている奉賛会が、宗教法人・静岡県護国神社のために多大の援助・協力をし、他の宗教とは異なる特別なものとして優遇していることは、以上の経過を見ただけでも明らかです。従って、この明かな憲法違反である追悼式の「場所」の変更は言うに及ばず、その内容も社会的儀礼を失することのないように心のこもったものとする必要があることです。知事にその変更等のお考えはないか、お伺いします。

◆質問Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵへの回答を中心に、全体を見渡しての再質問 【1】

遺族のなかには、クリスチャンをはじめ、創価学会など、いろいろな宗教を信じている人や、無宗教の者もいます。その人々を、一宗教法人に過ぎない静岡県護国神社の拝殿前に集め、追悼式や慰霊祭（神道）に参列させることは、神社神道以外の信者には、甚だしい良心的苦痛を与えることをご存じでしょうか。従って、欠席する者もあり、参列しても良心的苦痛に耐えていることは明かです。これは、追悼式を神社の境内で行うことと、それに続く神道の慰霊祭に参

列させられることによる内面的信教の自由の侵害そのものです。これら少数の人々の人権に配慮して、追悼式の場所を神社から、一般的・公的場所へと変更することが、「信仰の自由の保障」となります。遺族の中で、神社の例祭の日に、自らが行けばよいのです。そのように改善するお考えはありませんか、お伺いします。

【2】特定の宗教法人・静岡県護国神社と無関係でなければならぬ静岡霊奉賛会の「静岡県戦没戦災死者慰霊標」が、同神社内に建立されていることは、政教分離原則からみて、同神社と静岡霊奉賛会のゆ着を疑われても（いや、証拠とされても）致し方ないものと考えますので、同標を別の場所へ移動させることが必要と考えますが、お伺いします。

【3】県職員の応援は、静岡霊奉賛会主催の無宗教の追悼式（約10分）についてののみ、と回答されていますが、

A) 応援の内容はどのようなものでしょうか。

B) 追悼式終了後は、前回質問書提出の時、「周りから見えていた」と言われまして、慰霊祭終了までの時間は、年次有給休暇を取られましたか。勤務時間 内ですから、職場離脱にならないかと心配です。お伺いします

C) 1977(S・52)年2月10日の、静岡靖国連絡会への回答に「誤解を招かぬように、今後、戦没者秋季慰霊祭には職員を派遣しない」と約束されましたが、現在 の追悼式も、前述の通り、「場所」「内容」「所要時間」などから見えて、慰 霊祭の前座に過ぎず、違憲の疑いが濃厚ですので、約束は守られてはいなか ったと考えますが、如何なものでしょうか。

【4】会場設営費が、奉賛会の受けている県費から支出されていることが分かりましたが、これを静岡県護国神社の慰霊祭（例祭）に、そのまま使用させていることは、特定宗教団体・静岡県護国神社への多大な援助と宗教活動に対する協力と考えざるを得ませんが、お伺いします。

【5】県費支出を受けている静岡霊奉賛会が、政教分離されていない点は、追悼式を行う「場所」「会場設営費」「案内状」「遺族のバス代」などであると考えられます。バス代が静岡霊奉賛会から出ているとすれば、追悼式終了と同時に、帰るべきで、例祭終了まで待機、または迎えにくる帰りのバス代は、静岡霊奉賛会とは関係がないので、神社の例祭への援助・協力となるでしょう。

以上のように、問題が続出してきていますが、これらを解消するためには「場所」の変更以外にはないと思われます。決断を切に望みます。

浜松市長・北脇保之様

2000年8月14日（月）

浜松市憲法を守る会

静岡県西部地区平和遺族会

要請書

昨年11月14日、航空自衛隊浜松基地は、その航空祭において、1982年墜落以来、「1」年間で中止してきたブルーインパルス曲技飛行を、我々の強い反対を押し切って強行しました。その折り、北脇市長は、安全についての細心の注意を要望したのみで、この飛行には反対されませんでした。

また墜落事故を心配する我々に対し、阿部輝夫監視部長は「パイロットの技量のチェックが格段に厳格になり、曲技の種目も再検討され：機種もT-2から、より機動性に優れたT-4になり、85年からは専門の飛行隊になった」等々を並べ、さも安全であるかの如き口振りで強行に踏み切った。我々は、航空祭での大勢の市民を集めた頭上や、住宅地の上で、万が一にも間違えば数え切れない人命を奪う大惨事となることを、繰り返し述べて、曲技飛行の中止を強く申し入れた。しかし、市長は上の通り、要望だけでそれ以上のことをされませんでした。

しかし、我々が住民、観覧者の人命尊重を最優先したのに対し、自衛隊側は、技量を公開することを優先させたことは、誠に対称的なことでした。

このどちらが正しかったかは、去る7月4日、松島基地所属のアクロバット飛行専門チーム（T-4・2機）が、曲技飛行訓練中、泊浜の山林に墜落したことによって明白となった。我々の心配した「万が一」が起きてしまったのではない。聞くところによると、泊浜原発から僅か4.5kmの所という。もし、これが、泊浜原発に墜落したならば、とてつもない大惨事となっていたことであろう。同じ事がこの浜松での航空祭で起き、集まった市民の上に墜落したとしたら：と思うだけで身の毛もよだつ。T-4機は、決して安全ではないのである！これが、ブルーインパルス曲技飛行の現実なのである。

泊浜の事故で、自衛隊員3名がその尊い人命を、たかが航空ショー訓練のために失ったのだ。その責任は誰がとるのか。誰がその命を返すのか。

我々は、以上の理由をもって、本年のブルーインパルス曲技飛行の中止はもとより、今後、一切の曲技飛行の中止を求める、人命尊重の名において。

市長も、市民の代表として、人命尊重を第一に考えるならば、今度こそ、市民の側に立ちきって、断固たる態度で、ブルーインパルス曲技飛行の中止を、基地司令に申し入れていただきたい。

以上、強く要請する。↓溝口 案

浜松市長・北脇保之様

2000年8月14日（月）

浜松市憲法を守る会

静岡県西部地区平和遺族会

西遠地域連帯する労組会議

社会民主党・浜松支部

＜要請書＞

私たちは、1982年秋、この自衛隊浜松基地で起きたブルーインパルス曲技飛行中の墜落事故を忘れることができません。

しかるに、航空自衛隊浜松基地は、昨年の航空祭において、「1」年ぶりにその曲技飛行を再開しようとした。そのことを聞いた私たちは、大勢の市民の頭上や、住宅地で、万が一の墜落事故が起きると、多数の人命を奪う大惨事と

なることを繰り返し述べて、危険な曲技飛行再開の中止を強く申し入れました。
この折り、北脇市長は、安全についての細心の注意を払うことを要望されたものの、危険な曲技飛行そのものには反対されませんでした。

そして、墜落事故を心配する私たちに対し、阿部輝夫監理部長は「パイロットの技量のチェックが格段に厳格になり、曲技の種目も再検討され：機種もT2から、より機動性に優れたT4になり、95年からは専門の飛行隊になった」等々を並べ、さも安全であるかのような口振りで、曲技飛行に踏み切ったのです。

この時、私たちが、市民や観覧者の人命尊重を優先して考えたのに対し、自衛隊側は、人命より技量公開を優先させたことは、誠に対照的なことでした。

この考えのどちらが正しかったのかは、去る7月4日、松島基地所属のアクロバット飛行専門チームの内、T4・2機が、その曲技飛行訓練中に、牝鹿町泊浜の山中に墜落したことによって明白となりました。

それは、我々の心配した、万が一の墜落事故であり、しかもその墜落場所は、女川原発から僅か4、5kmの所でありました。もし、女川原発に墜落したならば、とてつもない大惨事となっていたことでしょう。その上、この事故機は、原発を中心とした半径3、6kmの飛行禁止区域を飛行していたことが防衛庁も認めています。なぜ、こんな無謀どころではない飛行をしたのでしょうか。
このような無謀な飛行が、浜松の航空祭でもなされ、もしも集まった市民の上に墜落したとしたら：と思うだけで身の毛もよだつものです。T4機は、決して安全ではありません！これが、ブルーインパルス曲技飛行の現実なのです。

牝鹿町泊浜の墜落事故で、自衛隊員3名がその尊い人命を、たかが航空ショー訓練のために失いました。その責任は誰がとり、誰がその命を返すのでしょうか。

私たちは、以上の理由をもって、本年のブルーインパルス曲技飛行の中止はもとより、人命尊重の名において、今後一切の曲技飛行の中止を求めます。
そして、市長も、浜松市民の代表として、人命尊重を第一に考え、今度こそ、市民の側に立ちきって、断固たる態度で、ブルーインパルス曲技飛行の中止を、基地司令に申し入れていただきたい。

以上、強く要請致します。

航空自衛隊浜松基地司令様

2000年8月14日（月）

浜松市憲法を守る会

静岡県西部地区平和遺族会

西遠地域連帯する労組会議

社会民主党・浜松支部

<要請書>

私たちは、1982年秋、この自衛隊浜松基地で起きたブルーインパルス曲技飛行中の墜落事故を忘れることができません。

しかるに、航空自衛隊浜松基地は、昨年の航空祭において「1年ぶりにその曲技飛行を再開しようと思いました。そのことを聞いた私たちは、大勢の市民の頭上や、住宅地で、万が一の墜落事故が起きると、多数の人命を奪う大惨事となることを繰り返し述べて、曲技飛行再開の中止を強く申し入れました。

そして、墜落事故を心配する私たちに対し、阿部輝夫監視部長は「パイロットの技量のチェックが格段に厳格になり、曲技の種目も再検討され：機種もT2から、より機動性に優れたT4になり、85年からは専門の飛行隊になった」等々を並べ、さも安全であるかのような口振りで、曲技飛行に踏み切ったのです。

この時、私たちが、市民や観覧者の人命尊重を優先して考えたのに対し、自衛隊側は、人命より技量公開を優先させたことは、誠に対照的なことでした。

この考えのどちらが正しかったのかは、去る7月4日、松島基地所属のアクロバット飛行専門チームの内、T4・2機が、その曲技飛行訓練中に、牝鹿町泊浜の山中に墜落したことによって明白となりました。

それは、我々の心配した、万が一の墜落事故であり、しかもその墜落場所は、女川原発から僅か4、5kmの所でありました。もし、女川原発に墜落したならば、とてつもない大惨事となっていたことでしょう。その上、この事故機は、原発を中心とした半径3、6kmの飛行禁止区域を飛行していたことが防衛庁も認めています。なぜ、こんな無謀どころではない飛行をしたのでしょうか。

このような無謀な飛行が、浜松の航空祭でもなされ、もしも集まった市民の上に墜落したとしたら：と思うだけで身の毛もよだつものです。T4機は、決して安全ではありません！これが、ブルーインパルス曲技飛行の現実なのです。

牝鹿町泊浜の墜落事故で、自衛隊員3名がその尊い人命を、たかが航空ショー訓練のために失いました。その責任は誰がとり、誰がその命を返すのでしょうか。

私たちは、以上の理由をもって、本年のブルーインパルス曲技飛行の中止はもとより、人命尊重の名において、今後一切の曲技飛行の中止を求めます。